OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『一条摂政御集』の他撰部についての一考察 : 詞書を中心として
Author(s)	堤, 和博
Citation	詞林. 1990, 8, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67290
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『一条摂政御集』の他撰部についての一考察

―詞書を中心として―

堤　和博

はじめに

全一九四首を有する藤原伊尹の私家集『一条摂政御集』は、冒頭四一首が伊尹自撰の歌物語的部分で、残りの一五三首は他撰である。自撰の部分は私家集と歌物語の境界に位置する作品として従来から注目を浴びているが、他撰の部分についてはあまり言及されない。本稿では他撰の部分をとりあげて、小考をめぐらしてみる。

まず最初に先学の研究に従い、『一条摂政御集』全体の構成をまとめて、各部分に私に名称を与えておく。（漢数字は歌番号）

1、　一～四一　　自撰部
2、　四二～一九二　　他撰部
　　四二～一一九　　A部分
　　一二〇～一九二　　B部分
3、　一九三・一九四　　『拾遺集』歌補遺部

他撰部の一一九番と一二〇番の間に切れ目がある点と、一九三・一九四番の二首が『拾遺集』から補われた歌である点は、『一条摂政御集注釈』(1)と阿部俊子(2)がともに幾つかの徴証を挙げて指摘しており、私も首肯すべき見解だと考えている。また、四二番歌の詞書部分に序文が、一一九番の後書部分に跋文がそれぞれあるので、A部分を一つの歌集と捉えるのにも異論はない。本稿で問題にしたいのは、B部分に関してである。B部分も、例えば阿部俊子が、

「おとどの集の第二部」（引用者注―私にいうB部分）とかりに呼んだ部分は「おとどの集の第一部」（引用者注―私にいうA部分）と表裏をなして、第一部の資料をひろひ出したあとに残されたといふ条件の下でまとめられた一つの歌集と現在では考へてみてゐる。

と述べているように、今までは「一つの歌集」として扱われる傾向が強かった。ところが、早くから指摘されている通り、一五二～一六四番は詞書が日記風に書かれた女性の独詠歌の連続

であり、伊尹の他撰私家集中にあっては異彩を放つ存在となっている。こういう箇所を含むにも関わらず、B部分を一つの歌集として扱うのは、一五一番までと一六五番以下に性質上の違いを認めず、その間にたまたま一五二～一六四番が入り込んだと考えるからであろう。しかし、もし一五一番までと一六五番以下の性格が異質であるならば、B部分はそれぞれ違った性質を有する三つの部分からできていることになり、これを一つの歌集とする従来の捉え方には訂正を加える必要が出てくるのではなかろうか。本稿では一五二～一六四番の前後の部分の詞書等に注目し、

①B部分の中の一五一番までと一六五番以下はそれぞれ違った性質をもっており、B部分は「一つの歌集」とみるべきでない

②B部分のそれぞれの箇所が持つ特徴は、編纂者によってもたらされたのではなく、もとの資料段階から備わっていたと考えられる

という二点を指摘し、併せて他撰部の成立や構成の問題にも言及したい。

そこで、以下の論述の便宜上、女性の独詠歌が並ぶ一五二～一六四番を中心にしてB部分を三分割し、おのおのに私に左のような呼称を与えておく。

一二〇～一五一　B㊤
一五二～一六四　B㊥
一六五～一九二　B㊦

一　B㊤の性質

まず詞書や後書から窺えるB㊤の性質から指摘していく。

B㊤の詞書等の顕著な特徴として、伊尹と歌を交わす女性を特定できる表現がほとんどない点が挙げられる。すなわち、B㊤の詞書では、「をんな」（一二四番等）や「おなじ人」（一四三番等）などの語句が女性を指しており、女性が誰であるのかは明示されていないのである。

しかし、一二一番の詞書「をんな、のちのよのたかまつのないしとぞ」の中の「たかまつのないし」（高松内侍）だけは例外となっている。ところで、次に列挙したA部分にある詞書に注目したい(3)。

四九　さいさうになりたまて、ないしのかんのとのに。御いもうと
五二　のぶかたのきみうしなひたまたるに、ちじの大納言とのちのよにはきこえし、ゝげみつのきみ
五七　御かへし。やまとのめのとゝよにいひける
六七　とねぎみのはゝぎみはるどの。なかつかさのむすめ
一〇三　かへし。本院にこそ

一一三　本院のにや、じゞうのきみへ、とあり

この中で私に傍線を施した箇所は、編纂者によって書き加えられた贈答相手に関する注記で、もとの資料にはなかったと考えられている(4)。具体的にいうと、例えば四九番の傍線部は「ないしのかんのとの」が伊尹の妹であることを、また五七番の傍線部は返歌の作者が「大和乳母」であると世間で言われていたことを、それぞれ編纂者が注記したと考えるわけであり、私もその通りだと思っている。とくに五七番の傍線部は、『一条摂政御集』の唯一伝本益田家旧蔵本を見ると(5)、「御かへし」の下に割注形式で書かれてあり、注記であるのは明らかである。さて、今挙げたA部分の例を考慮に入れて問題を一二一番に戻すと、末尾の「とぞ」（引用の格助詞「と」と強意の係助詞「ぞ」）が注目される。つまりこの語によって、一二一番の詞書の「のちのよの」以下は返歌の作者が「高松内侍」であると聞いたことを示すために、何者かが書き加えた注記と考えてよいと思うのである(6)。そうすると、一二一番の詞書の資料段階での形は「御かへし」だけで、相手の女性の名を明示しないB㊤の特徴に合致していたことになる。

また、「これまでみな本院の」となっている一五一番の後書も検討しておかなくてはならない。「本院」が本院侍従など誰か特定の人物を指しているのならば、贈答相手の女性を明記している例になるからである。ところがこの後書は、どこからを指して「これまで」といっているのか明確でないなど、はなはだ意味が曖昧で、いまだ定説となっている解釈はない。実は「本院」も女性の呼び名ではなくて、資料の出所が本院邸であることを指し示している語句なのかもしれないのである。ここで私自身の解釈を一応示しておくと、もし「本院」が人物の呼び名ならば「これまでみんな本院（という人物）の作である」ととらざるを得ず、一五一番までの数首には一四九番など伊尹の歌も含まれている事実と矛盾をきたすので、「本院」を「本院邸」ととり、「これまでみんな本院（邸）の資料である」と解している。なお、この件に関しては後にもう一度触れる。

これまでの考察で、一二一番の注記を除けば、B㊤には伊尹の贈答相手の女性を特定できる表現は存在しないのが明らかになったと思う。では、それはなぜであるのかを考えてみると、相手の女性が誰かわからなかったからであるという答えが当然真っ先に思い浮かんでこよう。確かにこの可能性も捨てきれないだろう。しかし、以下に指摘する現象を考慮に入れると、相手の女性を知っていながらわざと記さなかった可能性も出てくるのである。

まず、他撰部の他の部分では相手の女性が不明のときには「たれとしらず」といった言辞でそれを断っている場合があるけれども、B㊤にはそういう断り書きが一切ないのが気にかかる。相手の女性について「たれとしらず」と断るのは、相手が誰であるのかを明示するのが普通であると考えているからであ

ろう。反対にB㊤で「たれとしらず」といったりしないのは、最初から女性が誰であるのかには無関心だからであると考えられる。

加えて、B㊤では女性がどういう人物であるのかについても関心が払われていない。例えば、一二四番の詞書は「①『おほやけどころさわがし。いでよ』とのたまへば②いでたれど、③おはさぬつとめて、をんな」となっていて、相手は宮中に勤めている女性なのがわかる。しかし、詞書の内容は、①伊尹の発言、②それに従って女性が行動したこと、③結果として女性が伊尹に裏切られたこと、の三つの部分に分析でき、詞書筆者が書こうとするのは、女性が作歌に至った直接の事情だけであるようだ。換言すれば女性の勤務先などには関心は向いておらず、彼女が宮中に勤めているとわかるのは、引用されている伊尹の発言内容からたまたま類推できるからにすぎないのである。

また、一四五番の詞書は「このひとのかたかいたるさうしを、こゆみにいとり給て」(7)となっていて、「この人の姿が描いてある本を、小弓の賭でおとりになって」と一応訳せると思うのであるが、背景が判然としない。これだけだと当時の読者にも事情がよくのみこめなかったのではなかろうか。そもそも「このひとのかたかいたるそうし」とはいったい何なのであろうか。恐らくは余白に女性の肖像が描き込まれた冊子をいっているのであろうが、それにしてもなぜ彼女の肖像が描かれたのか、またなぜそれが賭られたのかはまったく不明である。が、もし「この人」が誰なのか、あるいはどういう人物であるのか書かれてあれば、そのあたりの事情がもう少しわかりやすくなっていたかもしれない。しかしながら、一四五番の場合も歌が作られる直接のきっかけを説明するにとどまっていて、女性がどういう人物であるのかには無関心なのである。また、もし相手が誰か不明ならば、こういう場合にこそ「たれにか」などと断り書きを入れてもよさそうなのだが、ここでもそういう言辞は差し挟まれていない。

これらのことを考え併せるとB㊤で女性に関する情報を載せないのは、それがわからなかったからではなく、たとえわかっていたとしても、女性については興味が持たれていなかったか、あるいはそれを記す必要が感じられていなかったからだとも考えられてくると思うのである。

では、B㊤の詞書筆者が相手の女性の名を知っていた可能性はあるのであろうか。私はあると考えている。というのは、先にも取り上げたように、一二一番の作者について高松内侍の名がとりざたされていたのに加えて、一二四番と一五一番がそれぞれ『拾遺集』八五二番と『新勅撰集』一〇一四番に「小弐命婦」、「本院侍従」歌として採られているからである。『拾遺集』も『新勅撰集』も現存の『一条摂政御集』を採歌資料にはしていないらしく、一二四番歌の作者を「小弐命婦」としていた資料と、一五一番の作者を「本院侍従」としていた資料の存在が想定できる(8)。すなわち、B㊤の成立した時期に近い

『拾遺集』の成立期(9)にも、それよりかなり後の『新勅撰集』の成立期にも、伊尹の贈答相手の女性の名を明記した資料が存在していたわけである。そうするとB㊤の詞書筆者も少なくとも一二一・一二四・一五一番の三首の歌の作者名を明らかにできていた可能性が出てくると思う。従って、B㊤の詞書に相手の女性の名が書かれていないのは、相手が誰だかわからなかったからではなく、詞書筆者が相手については興味を持っていなかったからか、またはそんなことを記す必要を感じていなかったからだと推定できるであろう。

二　B㊦の性質

次にB㊦の特徴をその詞書等から探ってみる。実はB㊦にはB㊤とは正反対に、相手の女性に関する情報を明記している詞書が多く、しかも女性以外の関係者までが明示される場合もあるのである。

以下具体的にみていくと、一六五番の「みぶ」（民部）、一七〇番の「うへ」（北の方恵子女王）、一七五番の「くらのかういへ」、一八四番の「ゐどの」など、贈答相手の女性を特定できる表現が多くあるのにまず気がつく。また一六七番の「とばりあげのきみ」は現在の考証では一人に同定するのは無理だが、当時の人たちには誰かわかったのであろう。

このように人物が特定できるのは、贈答相手の女性に限ってはいない。例えば、一七〇番の詞書は「やだいにのいへにてひさしうおはせねば　うへ」となっていて、伊尹が「やだいに」（野大弐＝小野好古）の家に入り浸っていた時（すなわち好古女の所にいた時）に恵子が詠んだ歌であるのがわかる。また、一八四番の詞書は「このおとゞきたのかたとゐじたまてよかはにてほうしにならむとしたまふにほうしゝて　ゐどの」であり、当時伊尹が恵子と仲たがいしていたことに加え、法師を介して歌が贈られた経緯までが明示されている。つまりこれらの詞書では、歌の作者のみならず歌が作られ贈られるに至った過程に関与した人物までを明らかにしているわけである。

今までは人物を特定できる表現を拾ってみたが、詞書に人物を特定できる語句がない場合も勿論ある。そのうち、詞書の冒頭で相手の女性についてそれぞれ「いなりにていひそめたまたる人」、「いとしのびたる人」と言及している一六八番と一七一番に注目したい。この二つは伊尹との関係の一端に触れる形で、相手の女性を紹介しているように思えるからである(10)。もっとも紹介といっても、一六八番歌が「我はなほいなりのかみぞうらめしき人のためとはいのらざりしを」であり、一七一番が「つゝめどもつゝむにあまるそでのうへのなみだのいろを人やとがめむ」であるので、その内容はどちらも歌を読めばわかる範囲に限られてはいる。しかしながらそういうことまでもわざわざ書くところに、女性に関する情報はなるべく示そうと

する態度がかえって窺えないだろうか。

最後に、B㊦に見られる贈答相手やその他の人物に関する情報を歌群ごとにまとめておく。

歌番号	贈答相手について	その他の人物
一六五・一六六	みぶ	
一六七	とばりあげのきみ	
一六八	いなりにていひそめたまたる人	
一六九	またこと人	
一七〇	うへ	やだいに
一七一	いとしのびたる人	
一七二	またこと人	
一七三・一七四	また人	
一七五	くらのかうい	
一七六・一七七	ナシ	
一七八	たれにか	
一七九～一八二	ナシ	
一八三	ナシ	
一八四～一八六	ゐどの	きたのかた・ほうし
一八七～一九〇	まちじりの宮	

三　B㊤の資料源

前節までの考察により、B㊤とB㊦には対照的な特徴をもっている詞書が多いのがわかったと思う。ところで、他撰部は『一条摂政御集注釈』の解説で「甚だしく雑然とした、いわば『打聞き』の集成と言う感じである。」とも言われているように、方々から資料を集めて作られたと考えられている。そこで、B㊤とB㊦の特徴は資料の段階からあったのか、それとも資料を集めて編纂した人が、編纂する際に資料の詞書に手を加えたために生じたのかを一応確認しておきたい。

まず、B㊤から考察していく。先ほども触れた通り、一二一番の後書にある注記「のちのよのたかまつのないしとぞ」はB㊤の編纂者によって加えられたらしいので、女性に関する情報は示されないB㊤の特徴は、編纂者が齎らしたのではなく、資料段階から備わっていたと予測できる。ではその他には編纂者の手は加わっていないのであろうか。この問題を考えるにあたっては、唐突ながら、

たえ〴〵になり給て、この御むまのはなれてきたるをつながせて、あはれがるに、たづねに人のきたれば、むまのいろなるかみにかきて、をにゆひつけて

となっている一四六番の詞書に注目してみたい。実はこの詞書は他撰部の他の詞書と比べて特異な点を備えており、これについて考察すれば、当面の問題に解答を与える糸口を得られると

思うからである。

では一四六番の詞書が特異である点を指摘していく。その第一点は、場面が女性の住みかで、女性の立場に立って記述がなされている点である。一四六番の詞書の中で二度用いられている動詞「来」は、当然馬や人が女性の所に来たという意味であり、これによって一四六番の詞書は女性の側の視点に立って記述されているのがわかる。他撰部中の他の詞書の例に照らせば、それぞれ「馬の離れて行きたる」とか「尋ねに人を遣りたる」とかになるのが普通であろう。また、場面が女性の住みかであるにも関わらず、B㊤のなかにあっては比較的細かく状況説明されているのも特徴的である。伊尹の所に贈られてきた馬毛色の紙には歌だけが書かれていたはず（そうでないと歌の効果が薄れてしまうであろう）なのに、詞書には「あはれがる」などという女性の側の人しか知らない状況までも書かれているのである。

一四六番の詞書が特異である第二点は「御むま」に「この」が付けられている点である。一四六番の前後にはまったく馬の話は出てきていないのに、「このむま」などと書くのはどう考えても不自然な語法と言わざるをえない。

さて、これら二点の特徴はどうして生じたのであろうか。結論からいうと、もともと何らかの文脈にそって女性の側で纏められた歌語り資料が存在していて、一四六番歌は元来その途中の一節であったのだが、そこから断片的に切り取られてB㊤に挿入されたためであると考える。そうすると、一四六番は女性の側で纏められたがゆえに、場面は女性の住みかであっても状況が詳しく述べられ、記述も女性の立場に立ってなされていると説明でき、また、最初は別の文脈（そこには馬がでてきていたのであろう）をもった歌語り資料の中にあったので、B㊤には出てこない「むま」に「この」が付けられていると説明できると思うのである。

それに、一四六番からがその前までとは別の資料をもとにしているのならば、第一章で問題にした一五一番の後書「これまではみんな本院の」は、一四六番からを指して「これまではみんな本院邸の資料である」と言っていると解せるであろう。

このように、もともとは別の歌語り資料の一節であった一四六番が、そのままの形でB㊤に取り込まれているのは、B㊤の編纂者が前後の続き具合に配慮もせずに、もとの資料の詞書のまま歌を配列してB㊤を編んでいった結果であろう。もし編纂者が加筆しているのならば、一四六番などはもう少し別の形を取っているに違いないと思うのである。従って、先程来指摘してきたB㊤の特徴が生じたのも、もとの資料が備えていた特徴を反映しているためと思われる。

また、B㊤では「おなじ人に」などといって前と同じ人と贈答が交わされるのを示す場合が二三あるだけで、相手が変わるときにはそれについて触れられておらず、結果としてどこからどこまでが同一人物とのやりとりなのかわからなくなってしま

っている。こういうB㊤の特徴があるのも、編纂者が資料に手を加えなかったためであると説明できる。すなわち、一四六番のように相手の女性が前と変わるときには依拠した資料そのものが変化している可能性が強く、その場合にはB㊤の編纂者が注記を加えない限り、女性が変わっていることが書かれているはずはないのである。

これまでの考察により、B㊤の編纂者の手が加わっているとしても、それはせいぜい一二一番の注記ぐらいに過ぎないと結論されるのである。

四　B㊤の資料源

次に、相手の女性や関係者の名が明示されることが多いというB㊦の特徴は、資料段階の特徴を反映しているのか、それともB㊦を最終的に纏めた人によって齎らされたのかを考えてみる。第二節の末尾の表で示しておいたように、B㊦では「またこと人」などの句で贈答相手が変わっていることを断る場合もあるので、B㊤とは反対に編纂者が資料に加筆したと考えられなくもない。しかしながら私には編纂者が資料に統一的に手を加えたにしては、あまりにも杜撰なところが多すぎるように思われるのである。

まず、一七四番が詞書を欠き、一七三番の「また人に」という詞書のもとに二首続けて書かれているのが不審である。他撰部全体を通じて、一つの詞書のもとに二首以上が続けられている例は他にないからである。しかも、一七三番の詞書は『一条摂政御集注釈』で「また他の人に」と訳されているが（確かにそうとも訳せそうなのだが）、「他の」を補う確証はなく、はなはだ意味が曖昧であると言わざるをえない。加えて、一七三番が「なくなればありし人だにみえなくにつらき心はまたやのこれる」であり、一七四番が「我ことやかなしかるらんさはりおほみあしまわけゆくふねのこゝちは」であって、両歌の関係が不明瞭である。このように、一七三・一七四番には何か不備がありそうなのだが、B㊦の編纂者はそれを断わりもせず、そのままの形で取り込んでしまっている。

また、「またをんな」としか詞書にない一七九番については、『一条摂政御集注釈』が「かような詞書は前に男女の贈答があった場合にのみふさわしい。ここではそうではないから、この前に脱落があったか、この前後に錯簡があるのではないかと考えられる」と注している通りと思われる。それと、一八三番は「たちたまてりんじのまつりに」云々とある詞書の冒頭部分の続き具合がおかしく、『一条摂政御集注釈』では「あるいは、前に脱落があるのかも知れない」と注されている。

B㊦では今指摘した不備があるものでも、改変されたり、断わり書きが加えられたりせずに、そのまま取り込まれているのである。すると、B㊦の編纂者が加筆したとは、到底考えられ

ないのではないか。

次に、一八四～一八六番の「ゐどの」との贈答に注目したい。なぜなら、先に引用した一八四番の詞書の冒頭「このおとゞ」が他撰部中にあってはたいへん特異で、この贈答はB㊤の一四六番と同様に他の歌語り資料の途中から切り取られて、そのままB㊦に組み込まれたように思われるからである。

「このおとゞ」が特異な点の第一は、伊尹を指す語（「おとゞ」）に「この」が掛かっている点である。他撰部の詞書の中にはこれと同様の例は皆無で、後書をみても「このおとゞはいみじきいろこのみにて」云々となっている一一九番に一例あるに過ぎない。しかし、A部分の最末尾に位置する一一九番の詞書は跋文に相当する文なので、冒頭の「このおとゞ」はA部分の全体を受けて、「これらの歌語りの主人公であるこのおとどは」と解釈されるべきものである。翻って今問題にしている一八四番の場合は、『平中物語』の多くの段の冒頭にある「この男」と同じく、直前の文脈を受けて「このおとゞ」といっているととらざるを得ない。従って、一八四番の「このおとゞ」は、形の上でもまた意味の上でも非常に特異な句であると言える。ところで、一八四番の直前の段には女性の歌が一首あるだけで伊尹の返歌もないのに、一八四番歌の詞書が「このおとゞ」で始まるのは不自然ではあるが、この件に関しては後に触れる。

「このおとゞ」が特異である第二点は、「おとゞ」が主語になっている点である。他撰部の詞書で伊尹を指す語は「おとゞ」がほとんどなのだが、一八四番の他は「おとゞ、かへし」（六一番）といったり、または「ながつきのつごもりに、『つきたてゝ』とおぼしきにや、おとゞ」（七一番）といったりして、作歌者が伊尹であるのを示すためだけに使われている。換言すれば伊尹が為手である場合には主語は書かれないのが普通なのである。伊尹の私家集としては当然の現象であろう。ところが、一八四番はこの原則からも外れているのである(11)。

では一八四番のような特異な詞書をもった歌が、B㊦の中に存在するのはどういうわけであろうか。それは、B㊦が編纂される際もB㊤と同様に、様々な所から集められた資料をほとんど改変せずに取り込んでいったからではなかろうか。つまり一八四番はもとの資料段階では『平中物語』のように、主人公を「この～」と呼んで続けていく歌語りの一節であったのが、それが断片的に切り取られ、B㊦にそのままの形で挿入されたと考えるのである。そうすると、前述の通り一八三番からの続き具合が不自然になってしまっているのも納得できる。反対にもし編纂者が集めた資料に統一的に手を加えてB㊦を編んだのならば、一八四番の詞書はもう少し別の形になっていたであろうと思われるのである。

以上のことを考えあわすと、B㊦の編纂者が資料を大きく改編してB㊦を編んだとはとても思われず、従って相手の女性の名や関係者の名が明示されることが多いというB㊦の特徴は資料段階から備わっていたと考えなくてはならない。

五　B部分の成立過程

前節までの考察により、B㊤にもB㊦にも編纂者の手は加わっていないと思われるのである。ではなぜ両者は第一・二節でみたごとく対照的な性格を備えているのであろうか。

『一条摂政御集注釈』はその補注で、他撰部は成立の上で一一九番と一二〇番の間に切れ目を有していると指摘する際に、『一条摂政御集』中に有る四組の重複歌はすべて一〇五番以前に存する歌と一二八番以後に存する歌の重出であるのを確認した上で、

一〇五以前と一二八以後では、その依拠した資料が異なっていたと言うことになるのである。（改行）それでは、一〇五と一二八との間に、この第二部（引用者注―私にいう他撰部）を二分する切れ目がないかと見るに、誰しもその可能性を思うのは、この一一九番の後書なのである。

と述べ、A部分とB部分の依拠した資料は別々であったこともあわせて指摘している。ここでもB部分は一つの歌集として扱われ、その資料がA部分とは異なっていた点だけが問題にされているのである。しかし、前節までで述べてきた通り、B㊤とB㊦は資料段階から性格を異にしており、また本院侍従作の日記かと思えるB㊥(12)も明らかに資料段階からの性格をとどめている。要するに、B㊤・B㊥・B㊦はそれぞれ違った性格の資料に依拠しているわけであり、当然B部分のもとになった資料は複数であったと考えなくてはならないであろう。

ところで、B㊤・B㊥・B㊦の資料が性格を異にしているのは、それらがつくられた場の違いを反映しているからではないだろうか。つまり、B㊤の資料になった歌語りが作られた場では女性に関心をもたない歌語りが作られる傾向があり、B㊦の資料になった歌語りが作られた場では、登場人物をなるべく明示する歌語りが作られる傾向があったと考えられると思うのである。B㊦の歌語りについては、『大和物語』に掲載されている歌語りと実名を多く出す点が似通っていて、時代の流行に添っていると言えよう。また、B㊤の資料となった歌語りが作られた場で相手の女性について関心が示されていないのは、あるいは個々の相手の女性が誰であるのかは、場を構成する人々には自明であったからなのかもしれない。

さて、B㊤・B㊥・B㊦がそれぞれ資料を異にしているとすると、B部分の成立過程についても再吟味する必要が出てくるであろう。B部分の成立については、次に引用する阿部俊子の説が一般的であると考えてよいと思う。

私はこの第三部（引用者注―私にいうB部分）ともいふべき部分はその前の「豊蔭の集」（引用者注―私にいう自撰部）、つづいて「おとどの集」（引用者注―私にいうA部分）を編んだのこりの、伊尹の手もとにあつた歌稿を、前

の二者に対して何かちがった趣向に敷理(ママ)したいと志したかもしれないが、その構想を得ないまま順序、書等に多少の手を加へただけで前の二つの部分と併せて『一条摂政御集』として綜合した形で残したものではなからうかと考へる。

この考えによるとB部分は誰か一人によって一度に纏められ、纏めた人は何らかの「趣向」をもっていた「かもしれない」とされている。はたしてそうであろうか。

まず、編纂者が趣向をもっていたかもしれないという想定は否定されなくてはならない。なぜなら先に指摘した通りB㊥は勿論、B㊤もB㊦も編纂者は資料をほとんどそのまま取り込んでいっただけで、なんらかの趣向をもっていたとは到底考えられないからである。

また、一度にまとめあげられたかどうかも疑問である。それは先ほど論じたように、B㊤・B㊥・B㊦の資料はそれぞれ別の場で作られたと思われるので、それらが他撰部に取り込まれた時期も別々であった可能性が強いからである。そうするとB部分はB㊤のもとになった歌語りを作っていたグループから資料を手に入れてB㊤が付け加えられた第一段階、本院侍従の周辺からB㊥を手に入れてそれが加えられた第二段階、そしてB㊦のもとになった歌語りを作っていたグループから資料を手に入れてB㊦が加えられた第三段階の、三つの段階に渡って形成されていったと考えられるのである。

最後にB部分は三段階に渡って成立していったという考えに立ち、他撰部の構成についても一言しておきたい。繰り返し述べたように、従来他撰部は序文・跋文を備えたA部分とその後に連なっているB部分の二つに大別して捉えられていた。私もこれまでの考察においては便宜上その大別に従い、A部分、B部分などと呼んできたのである。確かに、編纂者（序文・跋文を書いた人）の姿が窺えるA部分を重視し、B部分をA部分につけ加えられたものと一括してしまうのも一つの考え方ではあろう。しかし、他撰部はA部分・B㊤・B㊥・B㊦でそれぞれ資料源を異にしており、成立過程をみても、A部分、B㊤、B㊥、B㊦の順に成長していったと考えられることに重きをおくと、一二〇～一九二番までを一括りにB部分とし、それとA部分とを区別することはそれ程意味のあることとは思えない。むしろ他撰部は四分して扱う方が妥当ではなかろうか。従って、各部分の名称も

四二～一一九　他撰部①
一二〇～一五一　他撰部②
一五二～一六四　他撰部③
一六五～一九二　他撰部④

といったものに改め、他撰部は対等な四つの部分から構成されていると捉えたいと思うのである。

むすび

以上、先学の驥尾に付す形で他撰部について考察した。他撰部はなるほど「甚だしく雑然とした、いわば『打聞き』の集成」といわれるように「雑然」とした印象を与えるものである。しかし、他撰部成立の背景には、色々な場で歌語りが語られていた事情があり、しかもそれぞれの場の歌語りはそれなりの特徴を帯びていたことに私は重きを置きたい。他撰部の資料の段階まで遡るとそれほど「雑然」とはしていなかったのである。このような環境のなかで伊尹自作の歌物語的部分も作られたとするならば、それが制作された意図や背景・過程についても考え直す必要があるかもしれない。が、それは今後の課題として残しておく。

注

(1)平安文学輪読会著（一九六七年・塙書房）。これからも同書の見解をたびたび引用することがあるが、その際にはいちいち断らない。

(2)『歌物語とその周辺』（一九六九年・風間書房）。これからも阿部俊子の見解を引用するときは、すべて同書による。

(3)『一条摂政御集』からの引用は『私家集大成』の本文による。ただし、私に濁点・句読点を施しておいた。以下、同じ。

(4)既に、注(2)著で指摘されている。

(5)筆者が実際に見るのは一九三七年松かけ会発行の複製本の一九五八年再版本。

(6)どの段階で書き加えられたかは不明である。あるいはB㊤の編纂者が加えたのかもしれないし、現存の『一条摂政御集』の伝来・書写過程で何者かが書き加えたのかもしれない。なお、『一条摂政御集注釈』では「のちのよ」以下について、「第二次編集者の注記か」と注されている。

(7)益田家旧蔵本では「かたかいたる」の部分が「かたいたる」となっていて意味不通であり、『一条摂政御集注釈』は「かきたる」の誤りと判断している。しかし、歌の初句が「わかゝたに」となっているので、『新編集国歌大観』等の校訂に従い、「かたかいたる」の誤りと考えた。

(8)鈴木棠三「一條攝政御集の研究」（『文学』第三巻六号・一九三五年六月）以来、『一条摂政御集』と『拾遺集』の重複歌には異同が多いことから、両者は互いを参照することなく成立したと考えられている。また、『一条摂政御集注釈』と阿部俊子は『新勅撰集』の伊尹歌と『一条摂政御集』を比較し、両者の異同の多さから定家は現存の『一条摂政御集』を『新勅撰集』の撰歌材料にしなかったのではないかと想定している。

(9)注(8)で指摘した、『一条摂政御集』と『拾遺集』に共通して採られている歌の詞書や歌句には異同が多いという事実などを根拠にして、注(8)の鈴木論文以来、両集は互いにも

う一方を参照できなかったぐらい近い時期に成立したと考えられている。

(10)自撰部の各歌群の冒頭は例えば三番の「みやつかへする人にやありけん」というように、相手の女性を紹介する形をとっているが、一六八、一七一番の二例もそれによく似たものだと言えよう。

(11)六五番と一一八番の詞書では伊尹を指すのに「おとゞ」以外の語が用いられている。六五番の詞書は「おほんとのきたのかたきこえたまけるに」云々となっていて、一八四番以外で伊尹を指す語が主語になっている唯一の例である。また、一一八番は「をとこの御かへし」となっていて、「をとこ」が主語になっているわけではない。

(12)B㊥は、一五八番と一六三番が『新勅撰集』に「本院侍従」として採られていることを根拠にして、本院侍従の作であるとするのが通説となっている。

（つつみ・かずひろ　本学大学院博士後期課程）